

第82回定例会

# 伊方町議会会議録

NO. 1

令和7年9月9日 開会

伊方町議会

第 82 回伊方町議会定例会会議録（第 1 号）

招集年月日	令和 7 年 9 月 9 日
招集の場所	伊方町庁舎 4 階議場
開会（開議）	9 月 9 日 10 時 00 分宣告
出席議員	1 番 阿部 孝志 2 番 安堂 廣道 3 番 田村 義孝 4 番 加藤 智明 5 番 高月 芳人 6 番 木嶋 英幸 7 番 末光 勝幸 8 番 清家慎太郎 9 番 山本 吉昭 10 番 小泉 和也 11 番 中村 敏彦 12 番 吉川 保吉 13 番 阿部 吉馬 14 番 福島 大朝
欠席議員	なし
欠 員	なし
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 菊池 暁彦 書記 藤川 輝之 書記 松下 洋二 書記 井上 宗太郎
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 菊池 隼人 教 育 長 中井 雄治 監 査 委 員 門田 光和 総 務 課 長 井上 恵隆 防 災 統 括 監 兵藤 貞樹 総 合 政 策 課 長 谷村 栄樹 町 民 課 長 山下 博文 保 健 福 祉 課 長 由井 一隆 長 寿 介 護 課 長 井上 操 建 設 課 長 辻 龍彦 観 光 商 工 課 長 田所 孝之 農 林 水 産 課 長 林 栄作 上 下 水 道 課 長 山内 清秀 学 校 教 育 課 長 阿部 茂之 生 涯 学 習 課 長 山本 宏貴 会 計 管 理 者 三好 利文 瀬 戸 支 所 長 三好 要 三 崎 支 所 長 竹内 元昭
町長提出議案の項目	報告第 6 号 令和 6 年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について 報告第 7 号 令和 6 年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について 議案第 71 号 伊方町議会議員及び伊方町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第 72 号 伊方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第 73 号 伊方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第 74 号 四ツ浜（川之浜）漁港防波堤改良工事（その 2）請負契約の締結について 議案第 75 号 三崎小中学校体育館改修工事請負契約の締結について

	<p>議案第 76 号 伊方中学校体育館改修工事請負契約の締結について</p> <p>議案第 77 号 令和 6 年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第 78 号 令和 6 年度伊方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第 79 号 令和 6 年度伊方町学校給食特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第 80 号 令和 6 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第 81 号 令和 6 年度伊方町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第 82 号 令和 6 年度伊方町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第 83 号 令和 6 年度伊方町水道事業会計決算認定について</p> <p>議案第 84 号 令和 6 年度伊方町下水道事業会計決算認定について</p>	
議員提出議案の項目	議員派遣の件	
委員会提出議案の項目	なし	
その他	なし	
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第 21 条）	
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。（会議規則第 127 条）	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50%;">7 番 末光勝幸議員</td> <td style="text-align: center; width: 50%;">8 番 清家慎太郎議員</td> </tr> </table>	7 番 末光勝幸議員
7 番 末光勝幸議員	8 番 清家慎太郎議員	

## 伊方町議会第82回定例会議事日程（第1号）

令和7年9月9日（火）  
午前10時00分開議

1 開会宣告

1 町長招集挨拶

1 議事日程報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告「例月現金出納検査結果報告」

第 4 一般質問

第 5 議員派遣の件

第 6 令和6年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について  
(報告第6号)

第 7 令和6年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について  
(報告第7号)

第 8 伊方町議会議員及び伊方町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する  
条例の一部を改正する条例制定について (議案第71号)

第 9 伊方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定に  
ついて (議案第72号)

第10 伊方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
(議案第73号)

第11 四ツ浜（川之浜）漁港防波堤改良工事（その2）請負契約の締結について  
(議案第74号)

第12 三崎小中学校体育館改修工事請負契約の締結について (議案第75号)

第13 伊方中学校体育館改修工事請負契約の締結について (議案第76号)

第14 令和6年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について (議案第77号)

第15 令和6年度伊方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
(議案第78号)

第16 令和6年度伊方町学校給食特別会計歳入歳出決算認定について  
(議案第79号)

第17 令和6年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について  
(議案第80号)

第18 令和6年度伊方町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
(議案第81号)

第19 令和6年度伊方町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(議案第82号)

第 2 0 令和 6 年度伊方町水道事業会計決算認定について (議案第 83 号)

第 2 1 令和 6 年度伊方町下水道事業会計決算認定について (議案第 84 号)

1 散 会 宣 告

## 開会宣告（10時00分）

○議長（福島大朝） おはようございます。これより、伊方町議会第82回定例会を開会いたします。

只今の出席議員は、14名であります。

よって、本会議は成立いたしました。

## 町長招集挨拶

○議長（福島大朝） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（福島大朝） 町長

○町長（高門清彦） おはようございます。

本日ここに、伊方町議会第82回定例会を招集しましたところ、議員各位には何かとご多忙の中ご出席を賜り、感謝を申し上げる次第でございます。

また、日頃から町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

まず、国政についてでございます。一昨日、石破総理が突然の退陣を表明されました。物価高騰対策や農業政策、災害対策など、様々な課題を抱える中で、まだまだ道半ばでの苦渋の決断だったと思います。これまで、国の安定と国民生活の向上のためにご尽力されましたことに対しまして、深く敬意を表する次第であります。これから国政は新たな局面を迎えますが、町としては、今後の国の動向をしっかりと注視しつつ、町として計画しております様々な取組みを円滑に推進し、住民の皆様の暮らしの安定のために尽くしてまいりたいと考えております。

さて、9月に入り、朝夕は少しずつ過ごしやすくなりましたが、まだまだ残暑厳しい日が続いております。町内ではこれから柑橘の収穫作業など、大変忙しい時期を控えておりますが、一方では台風シーズンでもございます。近年は、台風の大型化や集中豪雨など、これまでの常識を超えた自然の猛威によって、甚大な被害が発生する傾向がございます。

これまでも、前線の影響によります記録的な大雨や台風の影響により、全国各地に甚大な被害をもたらし、特に8月の大雨においては九州地方をはじめ、各地で河川の氾濫や土砂崩れが発生をしました。また、先日の静岡県での突風、竜巻による、人的被害や住家被害が相次いで発生をしております。

亡くなられた方々に対して、ご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

また、一昨日は伊方町で震度6弱の地震が発生し、大津波警報が発表されたという想定で町の総合防災訓練を行いました。各地区の自主防災会による高台への避難訓練には多くの皆様にご参加をいただき、参加された皆様には有事の際の避難経路や各自がとるべき行動、また集落単位での共助活動などについて確認を行っていただきました。今後とも、このような訓練を繰り返し行い、地域全体の防災力の強化に努めてまいりたいと考えております。

さて、夏のイベントですが、きなはいや伊方まつりにおきましては「今年のまつりは「愛」でい

っばい」をテーマとし、毎年人気のフロートランや魚のつかみ取り、マルシェコーナーや歌謡ショーなど、約6千人の来場者で賑わっていただきました。また、瀬戸の夕凧まつりにおきましても高校生による書道パフォーマンスや三輪車レース、ジップラインなど、約1,200人のご来場をいただき、こちらも大盛況のうちに終えることができました。イベントの運営にあたり、ご協力をいただいた関係者の皆様には、この場をお借りして、厚くお礼を申し上げます。今後とも、観光施設の充実やイベントなどを通じて、町のPRを行い、町内外から佐田岬半島の魅力を深く知っていただけますように努めたいと考えております。

次に、今定例会の補正予算に盛り込んでおります、主な内容につきましては、公営住宅湊団地の火災跡復旧事業費、伊方消防署の建設事業に係る追加経費、三崎高校の教員や公営塾の講師の町内居住を促進するための教員住宅整備費、町民グランド実施設計費などを計上いたしておりますのでご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

さて、今定例会に提案をいたします案件は、

- ・報告 2件
- ・条例改正 3件
- ・契約の締結 3件
- ・令和6年度決算認定 8件
- ・令和7年度補正予算 4件でございます。

いずれも、町政を進めるうえで、非常に重要な案件でございます。

会期中、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、招集の挨拶といたします。どうぞ、よろしくお願いをいたします。

### 議事日程報告

○議長（福島大朝） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。それに従いまして、議事を進めてまいります。

これより本日の会議を開きます。

### 会議録署名議員の指名

○議長（福島大朝） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、7番 末光勝幸議員、8番 清家慎太郎議員を指名いたします。

### 会期の決定

○議長（福島大朝） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月17日までの9日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、9日間と決定いたしました。

### 諸般の報告

○議長（福島大朝） 日程第3「諸般の報告」を行います。お手元に配付してありますとおり、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果報告書が出されておりますので、お目通しください。

以上で、諸般の報告を終わります。

### 一般質問

○議長（福島大朝） 日程第4「一般質問」。お手元に配付の一般質問通告一覧のとおり、一般質問が出ておりますので、会議規則第61条の規定により、一般質問を許します。受付順により、末光勝幸議員、田村義孝議員の順にお願いいたします。

一般質問は、大綱ごとに質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

なお、再質問の回数は会議規則第55条を引用し、1つの大綱につき2回以内と定めます。

初めに末光勝幸議員、一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（福島大朝） 末光議員

○議員（末光勝幸） それでは、議長よりお許しをいただきましたので「平和教育と佐田岬半島ミュージアムの活用について」一般質問をさせていただきます。

先月の8月15日は、先の大戦の終戦80年ということで、新聞各紙をはじめ各種メディアに大々的に取り上げられました。

当町の佐田岬半島ミュージアムにおきましても「戦争と佐田岬半島」という自主企画展が7月25日から10月13日まで開催されています。戦争の痕跡が我々の身近なところに残され、貴重な資料を拝見することができます。

戦争の痕跡といえば、当町（旧瀬戸町三机）には特殊潜航艇と呼ばれる小型の潜水艦で、真珠湾攻撃で戦死した9人を祀った「九軍神慰霊碑（揮毫 故内閣総理大臣佐藤栄作氏）」があります。また、令和3年には日本人捕虜第1号となり、作家山崎豊子さんが書いた「約束の海」、今日はその本をお借りしましたけども、約束の海という分厚い本があります。その約束の海のモデルとなった故酒巻和男氏を加え、10人全員の石碑が建立されました。

昨年のパリ五輪で卓球女子団体銀メダル、シングル銅メダルを獲得した早田ひな選手が帰国会見で知覧の「特攻資料館に行きたい」と発言し、話題になりました。全国の著名なミュージアムなどで、知覧特攻平和会館は南九州市が、大和ミュージアムは呉市が、大刀洗平和記念館は筑前町、愛媛県では紫電改展示館を愛南町でそれぞれ運営し、後世に平和教育を伝承しています。

前述の日本各地のミュージアムと同様、当町の三机には、戦争の記憶や教訓を継承することのできる第一級の資料などが残された、日本でも有数の場所であると考えます。しかしながら、その大

切な資料は、瀬戸町民センターの一角と当時宿泊に利用された岩宮旅館にひっそりと保存されています。

戦後生まれが国民の9割を占めるようになった現在、それらの資料はもっと多くの方々に見てもらうことが必要です。そして、伊方町において、小型特殊潜航艇などのレプリカなどを再現し、残された戦争の痕跡を佐田岬半島ミュージアムに常設展示して、日本人としての平和教育と国のあるべき姿を考察していただく場を提供することは、右、左のそれぞれの思想があるにしても、九軍神に関わった当伊方町としての責務でもあると私は思いますが、教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（福島大朝） 只今の末光議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（福島大朝） 教育長

○教育長（中井雄治） 末光議員の大綱1「平和教育と佐田岬半島ミュージアムの活用について」のご質問にお答えします。

議員ご紹介のとおり、戦後80年の節目に佐田岬半島ミュージアムにおいて、戦争と佐田岬半島と題し、当時の貴重な資料を展示し、多くの方に戦争の悲惨さ、平和の尊さなどをお伝えする企画展を開催しております。この中には、特殊潜航艇に関する資料も展示しております。

ご案内のとおり、太平洋戦争開戦時に特殊潜航艇でハワイ真珠湾攻撃に参加した方々が、それ以前に当町三机湾で訓練を実施していたことから、九軍神ゆかりの地とされております。

議員ご指摘のとおり、特殊潜航艇やその乗員に関する資料等は、三机地区の須賀公園や瀬戸町民センター、三机地区の旅館などに残されており、これらの資料は太平洋戦争の記憶や教訓を継承する大切なものであります。町内の中学生は平和学習の一環として須賀公園などを訪れ、戦争の悲惨さ、平和の尊さを学んでおります。

九軍神の慰霊碑に関しましては、遺族の方が昭和40年に三机地区を訪れたことを機に、昭和41年に広く世界の平和を呼びかける礎石とすべく、慰霊碑を建立し、毎年12月8日に開催される慰霊祭なども有志の方々を中心に行われております。

訓練が行われ、太平洋戦争初期の日本に大きな影響を与えた特殊潜航艇や乗組員の方々に関する資料はいずれも貴重なものであり、今後も平和の大切さを伝えるために次世代に受け継いでいかなければならないものであります。また、そのために関係資料の散逸を防ぎ、収集や保存をしていくことは重要であり、今後行っていく必要があります。

ご質問の特殊潜航艇のレプリカの製作や資料等の常設展示ですが、特殊潜航艇は長さ約24mであり、レプリカとはいえ、ある程度の大きさが必要であり、経費もかなりな額が予想されます。また常設展示であれば、資料等と併せ、ある程度の展示スペースの確保が必要であり、現在の佐田岬半島ミュージアムでの常設展示は難しいと考えております。

今後は、企画展などで、特殊潜航艇や九軍神、もう1人の乗組員の方に関する資料などを展示しその思いを知ることで、佐田岬半島ミュージアムに訪れた多くの方に平和のメッセージとして伝えていきたいと考えます。

また、他の佐田岬半島に残る戦争遺産も含めて、どのような方向で保存し、どのような形で広く発信していくのか、伊方町の身の丈に合わせて検討していきたいと考えております。

以上、末光議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（福島大朝） 只今の答弁に対する再質問を許します。

末光議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（福島大朝） 末光議員

○議員（末光勝幸） 現状のまま、伊方町の身の丈に合わせて検討という答弁でした。次世代の子供達の教育を司る観点からすれば、寂しい答弁であったと感じています。私は、身の丈に合わないことをあえて再度質問させていただきます。

明治24年、福沢諭吉は瘠我慢の説の冒頭に、立国は公にあらず、私なりと述べました。志を持った国民一人一人が国のために貢献しようと努力することが尊く、それがあって国が繁栄し、支えられることを言われました。現在の伊方町民、次世代の子供達にそのような志を持っていただくことが、ゆくゆくは人口が1,800人になってしまうと予測される伊方町には必要です。

経費もかなりな額が予想されますと答弁されました。9月5日まで募集した、紫電改クラウドファンディングでは目標の1千万円に、8千万円を超える募金が集まりました。それに、伊方町には他町にない50億を超える財政調整基金もあります。

ある程度の展示スペースの確保が必要であり常設展示は難しいと答弁されました。来年5月にはミュージアムのテナントの見直しがあります。商品売る広いスペースが、ミュージアムに本当に必要でしょうか。それも一年更新の行政財産であるスペースを無償で長年使用させています。行政財産の目的外使用には高い公共性と公益性が求められています。

戦争の遺産の展示は負の遺産であり、悲しい出来事であり、心から歓迎されるものではありません。しかし、先日の中国での抗日戦勝80年では、習近平の隣にロシアのプーチン大統領、北朝鮮の金正恩総書記が並び立ち、軍事力を誇示し、ウクライナとパレスチナでは戦争による悲惨な市民への殺戮が繰り返されています。80年前に国を思い真珠湾に散っていった軍神を、三机湾を有する小さな伊方町で、次世代の若者達に平和教育と生きることの貴さを町内外の多くの方々に語り継ぐことをどの町より熱心に尽力していく、そんな町でありたいと願いますが、教育長の見解はいかがですか。

○議長（福島大朝） 只今の末光議員の大綱1、再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（福島大朝） 教育長

○教育長（中井雄治） 末光議員の再質問に対するお答えをいたします。

議員仰るように、特殊潜航艇の訓練地であった三机湾、そして、九軍神と呼ばれた方々、また、生還された方、それらに関わる皆さん、そういう方々の事実や思いというのは、広く次世代に語り継いでいくべきものでありますし、その資料、そして、遺産というのは非常に希少なものであると

思います。伊方町の全中学生は三机湾の慰霊碑であるとか、また、町民センター、そういうようなところでの資料を基に平和学習を行っております。私といたしましては、何もしないというのではなくて、現状のままでというのではなくて、今できることをしっかりやっていきたいということでございます。

戦後 80 年ということで、資料なども散逸したり、色々な問題がございます。そういうところをしっかりと収集していき、保管していくこと。そして、佐田岬半島ミュージアム、または、瀬戸町民センター、そういうところで貴重な資料を常設展とまではいきませんが、企画展示として毎年、そういうような形でできればと思っております。また、更に広く全国に、また全町に発信していくためにどうすれば良いのかということを考えていく必要があると思っております。

そのために、検討委員会、私が思っておるだけでは、私の考えだけでは中々難しいと思っておりますがどうすればそういうものを有効活用できるのかという検討委員会を開くのも 1 つの案であります。また、町主体でやっていくという形ではなくて、他の施設のように、そういう志を持たれた方の協力を得て、そういうものを進めていくというのも大切だろうと思っております。

伊方町の将来のためにどのような形でこれを進めていき、また、どのようにして発信していくのかということは非常に大切だと思っております。持続可能という言葉がありますけれども、伊方町として、持続が可能な、そういうような資料の保管であるとか、展示の仕方であるとか、そういうことを考えていきたいと思っているのが私の所見でございます。

○議長（福島大朝） 只今の答弁に対する再々質問を許します。

末光議員、大綱 1 の再々質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（福島大朝） 末光議員

○議員（末光勝幸） 再質問によりまして、半歩進んでいただいたような気がいたします。今後、1 歩も 2 歩も前へ行っていただいて、勇み足してでもする覚悟でやっていただいたらありがたいと思っております。

それでは、現実に帰りまして質問をさせていただきます。今年の町報の新年号より、伊方町のミュージアムにつきましては 17 万 5,564 人、ミュージアムの入場者は 1 万 8,620 人でありますと書かれております、教育長さんが。

それで、最近のミュージアムの入場者の動向について 1 つ、お伺いしたいのと、それから、多大な経費がかかって、どこのミュージアムも赤字の傾向でございますけれども、2 番目といたしまして、採算性についてお伺いしたいと思います。

3 番目にですね、ミュージアムの入館料は大人が 300 円だったと思っております。65 歳以上、高校生が 200 円、中学生以下が無料ということです。よそのミュージアムなんかに行きますと、要介護支援者とか、あるいは障害者の方は無料、あるいは付添いの方まで無料ということで、お二人ぐらいまでは、県美術館だとそうですけれども、無料で入れるような仕組みになっております。現在のミュー

ジウムはそのようなことにはなっておられないようでございます。愛媛県の歴博は現在、大人 580 円が 65 歳以上で 300 円、後、250 円や 50 円の割引があったりしております。

伊方町は、ご承知のように 2 分の 1 が 65 歳以上の高齢者でございます。いっそ、もう 65 歳以上の方を無料にしてはどうかなというような気持ちがあるんですが、その辺りはいかがでしょうか、再度お尋ねいたします。

○議長（福島大朝） 只今の末光議員の大綱 1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（福島大朝） 教育長

○教育長（中井雄治） 直近のミュージアムの入場者、幸い資料がありましたので、お答えいたします。これにつきましては、ちょうど昨年 4 月から今年度の 3 月までという流れであります、1 年間、施設全体で大体 12 万人が訪れております。そして、その時期のミュージアムの入場者、これにつきましては、約 1 万人が入場しているという形です。

これは、その後の今年度の 4 月以降の流れを見ましても、同じような傾向が見られますので、恐らくこれではほぼ同じような流れというのでできているんじゃないかなと思います。それが最近のミュージアムの入場者ということです。

そしたら、採算ということになりますとこれは中々難しいです。文教施設でございますし、色々な、まだ補充するものもありますし、そういうものがあります。そういう点では、まだ固まっていないのかなと思っております。そういうところで、採算につきましては、当然ながら、まだ赤字。ただ、収入といたしましては 450 万円とか、そういう収入も 1 年間でございました。最近ではその収入も少し落ちているんですけども、ただ、入館者数が 1 万人ということはかなりの数でございます。また、来場者数、これは 12 万人ということで、それに加えて、ご承知のように、佐田岬半島ミュージアムの発信力、これにつきましては、先日も新聞に掲載されたり、テレビ等で露出したりというところで、非常に伊方町のアピールになっていると思っております。

そういうところで、先程 3 つ目に入場料についてご質問いただきました。これにつきましては議員が仰るような入場料になっております。要介護、介護支援、この分につきましては、色んな美術館で無料になっているということは、私も承知しております。これにつきましては、今後も何かちょっと気にはなっておったんですけども、検討事項ということで検討させていただけたらと思っております。

ただ、採算と入場料の無償というところで、どうしてもみんなの承認というところも中々難しいですが、その辺はどうすればと採算も考えながら、町民の皆さんに有効に使っていただけるか、楽しく使っていただけるかというようなことも今後、考えていきたいと思っております。

以上、再々質問についての答弁といたします。

○議長（福島大朝） 以上で、末光議員の一般質問を終わります。

続いて、田村義孝議員、一般質問、大綱 1 をお願いいたします。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（福島大朝） 田村議員

○議員（田村義孝） それでは、議長の許可をいただきましたので、一般通告に従って、一般質問をさせていただきます。

大綱1「伊方町総合計画」について」

伊方町第2次総合計画も最終年度を迎えました。次の伊方町の10年に向かって、今まさに第3次総合計画を作成のことと思います。

先日は町ホームページにおきまして、伊方町第3次総合計画策定に向けた「まちづくりに関するアンケート調査」の結果が公表されておりました。中学生へのアンケートでは、前回と比べて「伊方町への愛着度」は若干の減となっておりますが、「伊方町に住み続けたい、戻ってきたい」では、44.1%と前回より5%アップという結果で基本目標の「ふるさと愛いっぱいの人材（人財）」が育つまちづくりが上手く行っているのではと推察いたします。

前期基本計画での課題から、後期基本計画においては「防災・減災」「移住・定住」を加えた基本目標の再編を行いました。「防災・減災」においては、能登の震災もあり災害時の孤立対策、また、防災統括監の設置による避難計画の実効性を高め、地域の共助の体制を強化していると思います。第2次の総合計画の前期基本計画では2020年の人口を9千人と見込んでおりましたが、2020年12月末で8,901人。2025年の人口を8,300人と見込んでいましたが、2025年7月31日時点の人口は7,570人と予想以上に人口減少が進んでいます。

町も様々な施策を展開していますが、人口減少はこの自治体も抱える問題であり、より厳しさを増し、地域の担い手不足も加速していると感じます。そこで3点についてお尋ねいたします。

1点目、第2次総合計画の後期基本計画の総括はどのようにお考えでしょうか。

2点目、前期基本計画から見直され、追加された基本目標の「防災・減災」「移住・定住」についての取組みの効果をどのようにお考えでしょうか。また、今後どのように施策の拡充を図り実効性を高めていくお考えでしょうか。

3点目、人口減少対策は町長ご自身も危機感を持っておられ、度々言及されていると認識しておりますし、様々な施策を展開されておりますが、今後どのような対策を講じていくお考えでしょうか。

以上、3点につきまして町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（福島大朝） 只今の田村議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（福島大朝） 町長

○町長（高門清彦） 田村議員の大綱1「伊方町総合計画について」のご質問にお答えいたします。

ご案内のとおり、現在町では第3次総合計画の策定に取り組んでいるところでございます。先の議員全員協議会で担当課長からも説明がありましたが、これまでアンケート調査やトップインタビュー

ュー、ワークショップなどを行い、計画策定の基礎資料を収集してきたところでございます。また適宜、総合計画審議会を開催しながら計画策定に向けた取組みを行っているところでございます。

まず、ご質問1点目の「後期基本計画の総括について」です。町では、第3次総合計画を策定するにあたり、現行の後期基本計画に掲げている具体的な主要事業に対して、職員が進捗率や主な成果・課題などを評価し、これを数値化し、次期計画の方向性の在り方や施策の見直しを検討するための取り纏めを行いました。詳細な事業ごとの評価については割愛させていただきますけれども、大きな基本目標ごとに評価した結果、「保健・医療・福祉」「産業・観光」「教育・スポーツ・文化」「住民協働・行財政」の分野においては概ね計画通り。「社会基盤」「防災・減災」「移住・定住」の分野はやや遅れている、などとなっております、計画全体では73.75点と概ね計画通りという評価結果となっております。

私なりに振り返りますと、後期基本計画の策定にあたりましては、目まぐるしく変化する社会情勢を踏まえ、人口減少や少子・高齢化への対応はもとより、台風や豪雨などによる災害や南海トラフ巨大地震への対策、新型コロナウイルス感染症拡大防止等に的確に対応しつつ、高齢者福祉、産業の活性化、観光・交流の促進等にスピード感をもって対応することを念頭に、計画の見直しを行いました。

やはり最重要課題は人口減少対策と災害対策でございまして「人口減少対策」におきましては、定住促進奨励金や奨学金返還支援、子育て応援や町有施設への企業誘致、住宅の確保など。「災害対策」におきましては、能登半島地震を教訓とした、家庭用備蓄のための補助制度や老朽空き家解体補助制度の創設の他、ヘリポートの整備、また、四国電力に対する伊方発電所の安全運転の指導など。「医療・福祉」におきましては、子ども医療費助成や出産子育て交通費助成、グループホームの整備や障害児通所支援施設の誘致など。「社会基盤」におきましては、生活道路や避難道路、漁港施設の整備など。「産業・観光」におきましては、西宇和農協広域選果場整備への支援や瀬戸アグリトピアの改修、佐田岬はなはなの整備や亀ヶ池温泉再建など。「教育・スポーツ」におきましては、高校生の通学支援や学校給食費の半額補助、佐田岬半島ミュージアムの整備など。

「住民協働・行財政」におきましては、デジタル推進計画の策定や顔認証システムの導入をはじめとするDX政策の他、人権尊重の町づくり条例の制定など、考えられる、あらゆる施策を展開し、先程の職員の評価結果のとおり、一定の効果があつたのではないかと感じているところでございます。しかしながら、依然として人口減少に歯止めがかからない状況から、次期計画におきましては移住・定住に関する新たな施策や医療体制の更なる充実、農水産業の担い手確保など、また、災害対策における住民意識の向上や事業の見直しなどを行い、住民が「住み続けたい」「戻ってきたい」と思える住環境づくりと、町の規模に応じた適切な方向性を定めていきたいと考えております。

次に2点目の「防災・減災、移住・定住の取組みの効果と今後の施策について」でございまして。先程申しましたように、「防災・減災」「移住・定住」の分野については、やや低い評価結果となっており、更なる施策の充実を図る必要があります。取組みの効果としては、先程のご質問1点目でお答えしたとおりでございますが、今後の防災減災への取組みとして、今年度新たに設置した、防

災統括監を中心に、南海トラフ地震への備えや、地域防災の担い手である消防団の確保、自然災害、原子力災害を想定した避難手段の確保や避難所環境の充実など、また、防災訓練等を通じて更なる対策を講じていく必要があると考えております。また、「移住・定住」につきましては、空き家バンクの充実強化や子育て世帯への支援などに加え、新たに二地域居住地として選ばれるまちを目指すなど、関係人口の増加に取り組む必要があると考えております。

最後に3点目の「今後の人口減少対策について」でございます。これにつきましては、人口減少の抑制が最大の課題となります。このため、更なる子育て支援や、教育支援等を充実させる必要があります。

また、町に適した地域公共交通体制の構築や既存の公共施設のリニューアルや転用、災害時の避難ルート確保や観光業の活性化、町内での雇用の場の確保などの施策を講じます他、本町が持つ豊かな自然や人情味溢れる住民など、地域資源を生かしたまちづくりを展開することにより、町外に出られた方が戻ってきてもらえるようなまちを目指し、新たな総合計画を策定いたしたいと考えております。

以上、田村議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（福島大朝） 只今の答弁に対する再質問を許します。

田村議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（福島大朝） 田村議員

○議員（田村義孝） 先程、町長にご紹介いただきましたように、最重要課題は人口減少対策と災害対策であるというご認識ということで、人口減少対策、災害対策においては、この1年、2年の間に、非常に早い施策を打っていただいて、他町や他市にはないような施策を打っていただいたものと思っております。

総合計画全般で言いますと、ちょっと焦点がぼやけてしまうので、絞ってご質問をさせていただきたいと思います。

前にも避難計画、防災計画で申し上げたとおり、その時は総務課長の答弁で、原子力広域避難計画と防災計画を一体化で考えて取り組んでいくというご答弁がありました。それから早速、防災統括監を配置していただいて、地区によっては、原子力広域避難計画が更新されていない地域なんかもありましたが、今現在、そういうところも改めて整理がどんどん進んでいるようで、早い対応に大変安心をしております。

ただ、防災計画、原子力災害広域避難計画になりますと、私も過去のものを読んで参考にしておるんですけども、非常に分厚い内容となっているので、行政的にはそれで大丈夫なんですけど、いざ現場に落とし込む時に、やはり住民に周知して、理解していただき、現実に即した形になるように、A4、1枚ぐらいで纏められるような形にさせていただきたいというふうに思っております。

後、移住・定住についてなんですけど、例えば、空き家バンク、職員の皆さんが頑張っ、数は増えているんだろうと思うわけですが、何を目的に移住してきたかによって、例えば、農業をしたい

というふうに移住してこられた方の話を聞いていると、広報を見ていると、町営住宅なんかも結構空きがありますので、住宅がないですみたいな話を聞いた時に、町営住宅をお勧めしたりするんです。しかし、やはり農業を志して来ているのに、町営住宅に住めというのはニーズに合わなくて、一軒家で、広い土地もあってみたい、そういうニーズもあるみたいなんです。なので、アンケートとか、移住された方が三崎なのか、瀬戸なのか、伊方なのか、どういう職業に就こうとして移住されてきたかというところを振り返っていただいて、そういうもう少しきめ細やかな住居の提供とかをしていただいたら良いのかなというふうに考えます。

そして、町長の方から、2点目の二地域居住地の話が出ました。私もこれは随分前から考えていまして、高齢化によって地域力が低下していく、地区会の担い手なんかも少なくなっている中で、こちら出身の方が二地域居住で行ったり来たりが容易にできるような体制を整えていただいたら、凄く地域力の助けにもなりますし、あるいはそのお子さん方が二地域居住をすることによって移住にも繋がっていくかもしれないというふうに思います。

町単独では中々そういう交通費とかの補助というのは難しいのかもしれませんが、県や国の方も最近こういうことを言ってきていますので、そこは積極的に進めていただけたらと思いますが、この3点について、いかがでしょうか。

○議長（福島大朝） 只今の田村議員の大綱1、再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（福島大朝） 町長

○町長（高門清彦） 3点に渡りましての再質問でございました。

まず1点目の防災関係でございますけれども、より細かな、皆さんに分かりやすい計画をとということで今、防災統括監の下で担当者がそれぞれの地域でぜひ地域防災計画を作っていただきたいというお願いをしております。職員も一緒になって計画を作ってまいりたいと考えておりますので、ぜひ1つ、それぞれの地域で、それぞれの地域の実情に合った形の防災計画、避難計画を作り上げていっていただきたいと思っておりますので、また地域住民の皆さん方にもご協力をよろしくお願い申し上げます。

2点目の移住・定住に関して、住居をもっときめ細やかな対応をしていただきたい。まさにこれは我々の悩みどころでございます。空き家はたくさんあるんですけれども、中々その空き家を貸しても良いよと言ってくれている、こちらの掘り起こしがまだまだ進んでいない部分もあるかもしれませんけれども、その辺のところでも今悩んでございます。それに関する地域おこし協力隊も採用したんですけれども、中々それも進んでいかない。ただ、ここへ来て、今までになかった不動産を取り扱おうという業者が伊方町に誕生いたしました。その方と協働しながら、空き家の活用、都会から地域に住んでいただけるような、そんな住居の改革というのをより一層進めてまいりたいと思っております。

3点目の二地域居住、これは私も非常に、今これから力を入れていきたいと思っております。

まず、伊方町を知ってもらい、そして興味を持ってもらい、訪れてもらい、楽しんでいただいて、

二地域居住に結びつけていきたい。そして最終的には、移住・定住に結びつけていく。それが理想的な形なんだろうとっております。1つ1つのことに、知恵を絞りながら我々もやってまいります。ぜひ議員の皆様方にも具体的なお提案、この二地域居住に関して、こういったことをやったらどうだろうというご提案がございましたら、ご提言いただいたら大変ありがたいとっております。

いずれにしても、様々な考えられることを全てやりながら、地域の活性化に努めてまいりたい、可能性に結びつけてまいりたいとっておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（福島大朝） 只今の答弁に対する再々質問を許します。

田村議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（福島大朝） 田村議員

○議員（田村義孝） 多岐に渡って、ご明確にご所見をお聞かせいただきまして、非常に良かったと思いますし、引き続き、細かいところをやっていただいたらなというふうに思います。

人口を増やしていく、子供達がまた帰ってくるような町を作っていくために、以前にも少し介護の分野で申し上げましたが、例えば、つわぶき荘であれば、私が聞いたところによると、高校生の受け入れなどを通じて、介護に関しての意識を持っていて、そういう専門学校とかに行く子達の受け入れをしていて、常日頃からそういうところで人間関係が構築されていて、良いイメージを持っていただいているというふうに思います。ただ、大学とか専門学校で外に出る時に、その時点で、やっぱりそこで生活が固まってしまったり、結婚されてそこでの生活が定着してしまうと、中々ハードルとして伊方町に戻ってくるというのが難しいような状況もあると思います。先程のご答弁にもありましたように、子育ての支援であるとか、また奨学金返還支援なんかは非常に手厚いと思いますので、これはそういう方々に向けて、適時、情報提供や情報発信をして、伊方町にはこういう制度があるんだから、帰ってきて活躍してほしいみたいなことを常日頃から周知していくことが非常に重要なのかなと思います。

それで、ちょっと具体的なことなのですが、婚活事業に関しては合併して20年間、毎年行われていると思うんですが、非常に効果大きいというふうに私は思っておりますが、近年、年齢制限がありまして、男性は40歳以下みたいなところがあって、私の周りにも独身の男性が結構いるんですが、年齢制限があってちょっと行けないみたいなお声もあつたりします。効果が上がっているのであれば、年1回実施している婚活事業を、年2回にするとか、年齢制限をちょっと高めの回を作るとか、そういうことをやってみると良いのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福島大朝） 只今の田村議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○保健福祉課長（由井一隆） 議長

○議長（福島大朝） 保健福祉課長

○保健福祉課長（由井一隆） 今、婚活事業につきましては年1回、委託先に委託して実施している状況でございます。参加人数も男女各8名程度で実施している状況です。今年度から、出会いの場創出ということで、事業を新たに展開しておりますので、その辺の状況も含めまして、婚活の回数増加については検討させていただきたいと思っております。

それから、年齢制限でございますが、子育ての関係で一応ラインは引かせていただいておりますということにはなりますが、これも含めまして、検討はさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（福島大朝） 町長

○町長（高門清彦） 今年からですね、もう行政が介入して出会いの場を作るというのは、割合評判が悪いものですから、もうそれぞれのグループで、昔で言う合コン、そういうことを町内の飲食店でやっていただいたら、町が補助をしますよという制度を今年から作りました。何回かやっていただいたということをお聞きしております。まだまだその点についてPRができていない部分があるかと思っております。ぜひグループで気軽に食事会、飲み会をやっていただいて、出会いの場を作っていただけたらなと思っておりますので、飲食店関係の皆さん方、そういったことに興味がある方々に、ぜひ出会いの場をお世話させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（福島大朝） 以上で田村議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

（休憩 11：00～11：15）

### 議員派遣の件

○議長（福島大朝） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第5「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りいたします。この件につきまして、お手元に配付しておりますとおり、派遣することといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件はお手元に配付しておりますとおり、派遣することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。只今、決定しました議員派遣の内容につきまして、諸般の事情により変更が生じた場合には、議長に一任を願いたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、議員派遣の内容に変更が生じた場合には議長に一任することに決定いたしました。

## 報告第 6 号

○議長（福島大朝） 日程第 6「令和 6 年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について」報告第 6 号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○副町長（菊池隼人） 議長

○議長（福島大朝） 副町長

○副町長（菊池隼人） 報告第 6 号、令和 6 年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について、ご報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、財政の健全化判断比率であります、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率、並びに同法第 22 条第 1 項の規定により、資金不足比率を監査委員の審査意見書を付し、それぞれ同条同項の規定により、報告するものでございます。

まず、健全化判断比率の状況です。実質赤字比率、連結実質赤字比率は、黒字決算のため、数字に表れません。

実質公債費比率は 6.8%、将来負担比率は将来負担額を充当可能財源等が上回っているため数字に表れません。

次に、公営企業会計における資金不足比率の状況です。全ての公営企業会計において資金不足が生じていないため、数字に表れません。

なお、いずれの指標も国が定めた基準を下回っております。

以上、報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（福島大朝） 報告事項ですが、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第 6 号、令和 6 年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率についてを閉じます。

## 報告第 7 号

○議長（福島大朝） 日程第 7「令和 6 年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について」報告第 7 号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（福島大朝） 教育長

○教育長（中井雄治） 報告第 7 号、令和 6 年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について、ご説明させていただきます。

本報告書は地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会は事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い公表することとなっており、令和 6 年度の実施事業について点検・

評価を纏めたものです。

伊方町総合計画においては、本町の目指す将来像「輝く人々・豊かな自然、よろこびの風薫るまち伊方」を実現するため、教育・スポーツ・文化面でのまちづくりの基本目標を「ふるさと愛いっぱい」の人材が育つまちづくりと定めております。人づくりがまちづくりの基本という認識の下、学校、家庭、地域の連携、協働を図りながら、学校教育、社会教育、文化活動と生涯学習活動の各分野に渡り、教育行政を総合的に推進してまいりました。

2頁から10頁には、伊方町教育委員会の教育重点施策、11頁から13頁にかけて教育行政執行の内容を掲載しております。個々の事業につきましては、14頁から21頁にかけて、4段階に分けて評価いたしております。また、総評を22頁に掲載しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。この点検・評価をいたし、より効果的な教育行政の推進を図り、今後の事業等に取り組んでまいりたいと思っております。

以上で、令和6年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（福島大朝） 報告事項ですが、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第7号、令和6年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出についてを閉じます。

### 議案第71号

○議長（福島大朝） 日程第8「伊方町議会議員及び伊方町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第71号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（福島大朝） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） 議案第71号、伊方町議会議員及び伊方町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本条例は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙用ビラ及びポスター作成に係る基準単価を改正し、公費負担限度額を引き上げるものです。

具体的な改正内容は、ビラの基準単価を7円73銭から8円38銭に、ポスターの基準単価を541円31銭から586円88銭に引き上げます。

なお、本条例は公布の日から施行いたします。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 71 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 71 号、伊方町議会議員及び伊方町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

### 議案第 72 号

○議長（福島大朝） 日程第 9「伊方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第 72 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（福島大朝） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） 議案第 72 号、伊方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、一部を改正するものです。

改正内容は、新旧対照表をご覧ください。

主な改正内容は、第 19 条の次に第 19 条の 2 から第 19 条の 4 を追加し、第 19 条の 2 において、「妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認、措置等」の規定を第 19 条の 3 において、「配偶者が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認、措置等」の規定を第 19 条の 4 において、「勤務環境の整備に関する措置」の規定を今回、新たに定めております。

なお、この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行いたします。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 72 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 72 号、伊方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

### 議案第 73 号

○議長（福島大朝） 日程第 10「伊方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第 73 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（福島大朝） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） 議案第 73 号、伊方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、一部を改正するものです。

改正内容は、新旧対照表をご覧ください。

主な改正内容は、部分休業の規定を「第 1 号部分休業」「第 2 号部分休業」に分けて定め、取得単位は「第 1 号部分休業」は 30 分、「第 2 号部分休業」は 1 時間となります。

部分休業の取得日数・取得時間については「1 年につき 10 日の範囲内」とあったものを非常勤職員以外の職員は「77 時間 30 分」に、非常勤職員は「1 日あたりの勤務時間数に 10 を乗じた時間」に改正します。

なお、この条例は令和 7 年 10 月 1 日から施行いたします。

以上、説明とさせていただきます。ご審議うえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 73 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 73 号、伊方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

## 議案第 74 号

○議長（福島大朝） 日程第 11「四ツ浜（川之浜）漁港防波堤改良工事（その 2）請負契約の締結について」議案第 74 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（辻龍彦） 議長

○議長（福島大朝） 建設課長

○建設課長（辻龍彦） 議案第 74 号、四ツ浜（川之浜）漁港防波堤改良工事（その 2）請負契約の締結について、提案理由をご説明いたします。

本事業は、荒天時において、漁船が他港への避難を余儀なくされている現状を解消することを目的に、港内の静穏度を確保するため、防波堤の延伸を実施し、漁港施設の安全性を高め、安定的な漁業の振興を図るものであります。

今回、計画いたします工事の概要は、ケーソン据付 1 函、被覆石 169m<sup>3</sup>、上部工 326m<sup>3</sup>、被覆ブロック据付 133 個、消波ブロック据付 375 個を行い、ケーソン 1 函分（約 8.0m）の防波堤延伸を行う計画で、別紙図面のとおり実施するものです。

去る 7 月 31 日に制限付一般競争入札を実施した結果、藤川建設有限会社が 1 億 2,155 万円で落札したものでございます。

なお、工期につきましては、令和8年3月31日を予定しています。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第74号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第74号、四ツ浜（川之浜）漁港防波堤改良工事（その2）請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

### 議案第75号

○議長（福島大朝） 日程第12「三崎小中学校体育館改修工事請負契約の締結について」議案第75号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○学校教育課長（阿部茂之） 議長

○議長（福島大朝） 学校教育課長

○学校教育課長（阿部茂之） 議案第75号、三崎小中学校体育館改修工事請負契約の締結について、提案理由をご説明いたします。

この工事は、近年重要視されつつある児童の熱中症対策と災害時避難所としての機能強化のための工事を行うものでございます。

工事の概要につきましては、屋根改修・建具改修をはじめとした建築工事一式、受変電設備等の電気設備工事一式、空調機器設備の設置に係る機械設備工事一式となっております。

去る8月19日、制限付一般競争入札を実施した結果、堀田建設株式会社伊方支店が1億4,300万円で落札したものでございます。

なお、工期につきましては、令和8年3月13日を予定しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第75号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第75号、三崎小中学校体育館改修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

## 議案第 76 号

○議長（福島大朝） 日程第 13「伊方中学校体育館改修工事請負契約の締結について」議案第 76 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○学校教育課長（阿部茂之） 議長

○議長（福島大朝） 学校教育課長

○学校教育課長（阿部茂之） 議案第 76 号、伊方中学校体育館改修工事請負契約の締結について提案理由をご説明いたします。

この工事は、近年重要視されつつある児童の熱中症対策と災害時避難所としての機能強化のための工事を行うものでございます。

工事の概要につきましては、屋根改修、防水改修をはじめとした建築工事一式、受変電設備等の電気工事一式、空調機器設備等の設置に係る機械設備工事一式となっております。

去る 8 月 19 日、制限付一般競争入札を実施した結果、株式会社岡崎工務店が 9,790 万円で落札したものでございます。

なお、工期につきましては、令和 8 年 3 月 13 日を予定しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 76 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 76 号、伊方中学校体育館改修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

## 議案第 77 号から議案第 84 号

○議長（福島大朝） 日程第 14「令和 6 年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について」議案第 77 号から日程第 21「令和 6 年度伊方町下水道事業会計決算認定について」議案第 84 号までの 8 議案は、いずれも決算認定案件につき、会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○副町長（菊池隼人） 議長

○議長（福島大朝） 副町長

○副町長（菊池隼人） 議案第 77 号、令和 6 年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第 84 号、令和 6 年度伊方町下水道事業会計決算認定についてまでの 8 議案につきましては町の全 8 会計の決算認定を求めるものでございます。

令和 6 年度一般会計決算状況は、歳入総額 108 億 5,957 万 4,262 円、歳出総額 103 億 425 万 6,3

56 円、差し引き 5 億 5,531 万 7,906 円となっており、このうち翌年度への繰越財源 3 億 1,661 万 1,224 円を差し引いた実質収支は、2 億 3,870 万 6,682 円となっております。

次に特別会計です。特別会計 5 会計の決算状況は、歳入総額 36 億 2,065 万 7,711 円、歳出総額 36 億 1,204 万 1,042 円、差し引き 861 万 6,669 円となっております。

令和 6 年度は、翌年度への繰越財源がないため、実質収支は、歳入歳出差し引き額と同額の 861 万 6,669 円でございます。

次に、企業会計の決算状況のうち、水道事業会計についてです。収益的収支については、収入額 4 億 3,984 万 2,281 円に対して、支出額 4 億 1,549 万 5,402 円、差し引き 2,434 万 6,879 円の決算となっております。

資本的収支については、収入額 1,039 万 5 千円に対して支出額 7,132 万 9,541 円、差し引き 6,093 万 4,541 円の不足となっておりますが、この不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填いたしております。

次に、下水道事業会計です。収益的収支については、収入額 4 億 2,163 万 6,139 円に対して、支出額 3 億 6,641 万 6,880 円、差し引き 5,521 万 9,259 円の決算となっております。

資本的収支については、収入額 5,736 万 6,500 円に対して、支出額 1 億 9,500 万 2,156 円、差し引き 1 億 3,763 万 5,656 円の不足となっておりますが、この不足額については、引継金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金と当年度未処分利益剰余金で補填いたしております。

以上、詳細につきましては、改めて担当課長より説明させますので、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（福島大朝） 監査委員より、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づく決算審査意見書及び同法第 241 条第 5 項の規定に基づく基金運用状況審査意見書並びに地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づく決算審査意見書が出されておりますので、既にお目通しのことと思いますが、これに関連して補足説明がありましたら、この際、監査委員の発言を求めます。

○代表監査委員（門田光和） 議長

○議長（福島大朝） 門田代表監査委員

○代表監査委員（門田光和） それでは、令和 6 年度の決算審査意見書につきましては、議員の皆様にも、既にお示しをさせていただいておりますので、その概要について補足説明を申し述べたいと思います。

地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定並びに地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、町長から審査に付された、令和 6 年度伊方町一般会計及び特別会計決算における歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに基金運用状況等並びに水道事業会計決算並びに下水道事業会計決算に関し、関係諸帳簿、証拠書類等につきまして、令和

7年7月22日から8月5日にかけて、実質7日間に渡りまして、阿部監査委員並びに会計管理者及び監査補助員同席のもと、各課の課長及び担当職員の出席を求め、審査を実施いたしました。

以下その概要について報告し、審査意見書の補足に代えさせていただきます。

まず、各会計の決算についてでございますが、証拠書類を照合して内容を慎重に審査した結果、計数に誤りはなく、正確に処理されておりましたことをご報告申し上げます。

続きまして、一般会計の決算状況を見ますと、歳入総額が108億5,957万4,262円、歳出総額が103億425万6,356円の収支となっております。差し引き5億5,531万7,906円の剰余金が生じておりますが、この中には、翌年度への繰越財源3億1,661万1,224円が含まれておりますので、これを差し引いた実質収支は、2億3,870万6,682円でありました。

歳入につきましては、主要財源である町税の収納率が98.42%と、前年度に比べ、0.01ポイント上回っております。しかしながら、依然として、町税及び住宅使用料等の滞納額が多額になっている状況であることから、今後も税負担の公平性と歳入確保の観点から、収納率の向上、滞納額の縮減などに努め、なお一層の収入確保に努められたい。

次に、歳出につきましては、財源の調達を含め、全般的に適正な予算執行が図られており、効率性も十分配慮されていると認められます。ただし、委託においては、経済的合理性が高まるなど有益な部分もありますが、その委託業者が適切なのかどうかの適格性を見極めや、支出明細の管理、業務成果の確認が重要となります。常にサービスの対価であることを念頭に置き、目的への適合性や、支出の使途を確認しながら、業務委託の必要性和金額の妥当性を意識することを、強く望むものであります。

また、不用額については、4億1,016万6,265円となっております。この中には精算事務の執行上、やむを得ないものも見受けられますが、予算の計画的かつ効率的な執行を図る観点から、多額の不用額が生じることのないよう、適切な予算の執行管理に努められたい。

続きまして、特別会計につきましては国民健康保険特別会計以下、5の会計がございます。いずれの会計も、黒字または収支同額の決算となっておりますが、収支の状況を見ますと、特に、国民健康保険特別会計の直営診療施設勘定は一般会計からの多額の繰入により、収支同額の決算となっている状況であります。これらの要因は、人口の減少に伴う患者数の減少等によるもので、厳しい経営環境下にあります。適切な経営改善計画のもと、早急な経営の健全化を願うものであります。

本町の一般会計における主たる歳入財源は、町税と地方交付税であります。人口減少等により町税収入は不安定な状況が続いており、償却資産は年々減少が見込まれます。また、地方交付税についても国勢調査人口の減に伴う減額により財政運営は一段と厳しくなるものと思われ。つきましては、事務事業の見直しを着実に進めるとともに、将来を見据えた的確な行財政計画のもと、引き続き住民サービスの向上と総合計画に基づく、安心・安全で活力と潤いに満ちたまちづくりに努めていただきますよう期待をいたします。

続きまして、水道事業会計でございますが、水道法及び公営企業法の基本原則に則り、伊方町水道事業給水条例及び事業計画に基づいて適切な管理運営がなされております。諸帳簿、関係証拠書類ともに、その内容は正確に処理されており、適正であることを認めました。

決算の内容につきましては、事業収益から事業費用を差し引いた1,457万2,258円の純利益が生じておりますが、これは一般会計からの補助金1億3,862万円によるもので、この補助金の事業収益に占める割合は33.19%となっております。

今後も、同様の依存体質が続くものと予想されるところでありますが、水道事業は、独立採算制での運営を行うことが基本原則であります。水道事業を取り巻く環境は、人口の減少に伴う使用料の落ち込みをはじめ、水道施設の老朽化による継続的な施設整備に係る投資的経費の増大等が相まって、大変厳しい経営状況が見込まれることから、引き続き、経営基盤の改善を図るとともに、長期的な展望に立った効率的な運営に努められるよう、関係各位の更なる努力に期待をいたします。

続きまして、下水道事業会計でございますが、下水道法等及び公営企業法の基本原則に則り、伊方町下水道条例及び事業計画に基づいて、適切な管理運営がなされております。諸帳簿、関係証拠書類ともに、その内容は正確に処理されており、適正であることを認めました。

決算の内容につきましては、事業収益から事業費用を差し引いた5,425万5,848円の純利益が生じておりますが、これは一般会計からの補助金1億2,216万9,554円によるもので、この補助金の事業収益に占める割合は29.38%となっております。

今後も、同様の依存体質が続くものと予想されるところでありますが、下水道事業会計は、令和6年度から地方公営企業法の財務規定を適用し、公営企業会計に移行したことにより、財務諸表の作成等を通じて、経営成績や財政状態などの把握、分析が可能となりました。下水道事業も、独立採算制での運営を行うことが基本原則であります。適正な施設の維持管理を図りつつ、中長期的な視野を持って収益の確保、更なるコストの縮減に取り組み、より効率的で安定した経営に努められるよう、関係各位の更なる努力に期待をいたします。

結びに、令和6年度の審査を通してでございますが、課所掌の事務、事業別決算につきましてはそれぞれ決算審査の中で、意見や要望等を課長さん方に申し上げさせていただきました。地方自治法第2条第14項に、地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないと謳われております。

今後とも、職員の皆様に期待とお願いをいたします。

また、先が見通せない厳しい執務環境の中、職務に精励されている理事者をはじめ、関係者のご尽力に感謝を申し上げますとともに、今後とも、つつがなく職務を全うされますようお願いをいたしまして、審査意見の補足といたします。

○議長（福島大朝） お諮りいたします。只今、説明のありました、令和6年度各会計決算の取り扱いにつきましては、お手元に配付の常任委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれの常任委員会へ付託し、委員会条例第2条の規定に基づき、会期中において合同による審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、令和6年度伊方町一般会計歳入歳出決算以下決算関係8議案を、総務文教厚生及び産業建設の各常任委員会に付託し、会期中における合同審査とすることに決定しました。

### 散会宣告

○議長（福島大朝） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これにて散会するものではありますが、今期定例会の会期中日程を念のためにお伝えしておきます。10日から11日は休会。12日は、午前10時から各常任委員会合同によります、令和6年度決算の審査を行います。13日から16日は休会。17日は午前10時から本会議を再開いたします。

以上、お伝えし、本日の会議はこれをもちまして散会いたします。

お疲れ様でした。

（閉会時間 12時00分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員